

## 宮崎大学における研究成果を適切に発表するための指針

令和5年1月4日  
学長決定

### 1. 目的

本学では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、「宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程（平成27年3月26日全改）（以下「規程」という。）」をはじめとして研究活動の不正行為防止に係る整備を行ってきた。しかしながら文部科学省によると、ガイドライン策定から年月を経て、研究活動の多様化に伴い、捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）以外の研究活動における不適切な行為に係る事例が増えているとのことであり（令和4年5月9日付け4文科科第82号「研究活動における不正行為等の防止の徹底について(通知)」）、各研究機関においても特定不正行為以外の不適切な行為についての定義や規定化が求められている。そこで本指針では、本学における特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為（以下「その他不適切行為」という。）を定義し、成果発表のための公正な活動の原則を示す。本学において研究を行う研究者がこれを遵守することにより、公正な研究活動の推進に繋げることが本指針の目的である。

### 2. その他不適切行為の定義

規程第2条第1項第4号にある「その他不適切行為」とは、主に次に掲げる行為のことをいう。ただし、研究分野によって解釈が異なることから、投稿規定をはじめとした科学コミュニティのガイドライン等を参照することとする。

#### (1) 二重投稿

印刷物または電子媒体であるかを問わず、本質的に同じ内容の論文を2つ以上の学術誌に投稿すること。

#### (2) 論文の不適切な分割

仮説、母集団、方法等を同じくする一つの研究データを不適切に分割し、正しく引用を記載しないまま複数の論文を作成すること。

#### (3) 不適切なオーサiership

次の①・②のいずれか一つでも欠けている者を論文の著者とすること。またはこれらの条件を満たすにも関わらず著者に挙げないこと。あるいは①の条件を満たす者に論文の最終版を承諾する機会を与えないこと。

①研究の着想・企画、調査、実験データの取得、分析または解釈、あるいは原稿の執筆等、当該研究に実質的な貢献をしている。

②論文の最終版を承諾し、論文の内容について説明できる。

#### (4) 利益相反の不開示

研究の客観性を損なう、または研究結果に一定の影響を与える可能性のある人物や組織と研究との関係の開示を怠ること。

### 3. 成果発表のための公正な活動の原則

研究成果の発表にあたっては、本学において研究を行う研究者は、次に掲げる項目を尊重することが求められる。

- (1) 特定不正行為及びその他不適切な行為等を行わないこと。
- (2) 2. その他不適切な行為の定義の(3)に挙げたオーサーシップの条件を満たしていないが、研究成果に対し何らかの貢献を行った者については、謝辞に記載すること。
- (3) 研究活動に協力する者または研究の対象となる者の人権、プライバシー及びその他の権利・利益を侵害することがないように配慮すること。
- (4) 研究成果の発表が、本学の理念に反したものにならないこと。
- (5) マス・メディアや SNS 等を通じた研究成果の発表にあたっては、報道解禁日時を厳守し、一般市民に内容が正しく伝わるように配慮すること。
- (6) 研究成果について不正行為または不適切な行為の疑念を持たれた場合は、研究データの開示等により公正な研究活動が行われたことを説明する責任を負うこと。

### 4. 不正行為等に対する本学の姿勢

特定不正行為のほか、その他不適切な行為等の疑念を持たれた場合あるいは告発があった場合は、規程に基づき厳正に対処する。

### 5. 見直し・改訂

本指針は、必要に応じその都度適切に見直し、改訂を行うこととする。